

、前提的諸問題 憲法学上の憲法改正に関する諸論点

- 1、憲法の法的特質 形式的意味と実質的意味 国際法と国内法 国家主権と国民主権
全国民がもつ権威と成年者がもつ権力 憲法制定と憲法変遷と憲法改正
改正限界説と無限界説 憲法解釈者としての主権者国民と役所・公務員
- 2、憲法改正の実体(内容)問題 = 前文解釈：「人類普遍の原理」に反する「憲法」の「排除」とは
3大原理 + 改正規定そのもの 改正の可否
- 3、憲法改正の手続(形式)問題 = 96条解釈：3段階手続(以下の)の具体的内容とは

、第一段階：国会による「発議」手続 国民代表制把握 + 議院内閣制把握 ; 国会法改正等

96条1項前段：「国会」が「各議院」「総議員の三分の二以上の賛成」によって「発議」する の意義

- 1、「各議院」の意義 あえて両院対等制 59,60,61,67条の衆院優越制を排除 両院協議会
41条の国会の「最高機関」性 + 42条両院制 + 43条1項両院とも「全国民を代表する」議員で
- 2、内閣の原案提出権の可否 国会とりわけ衆院の多数派意思と内閣意思の異同
現行内閣法5条は 憲法73条を受けて総理提出「議案」として「法律案、予算その他の議案」
この規定を改正すれば済むか憲法上許されないかで 学界内後者優勢 したがって妥当？
- 3、各院における原案提出権の規模 衆・100 / 480、参・50 / 242 国会法56条の5倍!?
各院における修正動議提出権の規模 国会法57条との対比？ + 定足数問題！
- 4、「総議員」の意義 53,56条と同様 55,57,58,59条の「出席議員」とは異なる
現在議員数(欠員控除)説と法定議員数(公選法数)説で 学界内後者優勢 したがって妥当！

、第二段階：国民による「承認」手続 国民主権原理把握 + 国民代表制把握 ; 投票法制定等

96条1項後段：「特別の国民投票」が「国会が定める選挙の際に行はれる投票」で

「国民」が「過半数の賛成」によって「承認」する の意義

- 1、「国民」の範囲 15条3項「成年者による普通選挙」を受けた公選法9条の3要件と別!?
満20年なる年齢要件の加重か減輕か 学界内減輕ないし同一 + 在外日本人・在日外国人等
- 2、「過半数」の母数如何 具体的主権者すなわち投票権者総数？ 否 学界内棄権許容
有効投票数(無効控除)説か投票総数(意思表示者)説で 学界内後者優勢 したがって妥当！
- 3、「投票」の方法如何 一括判定か個別箇所判定かで 学界内後者優勢 にもかかわらず
少なくとも連動する箇所を群処理する必要性あり ex. 軍設置否認 + 軍発動権限承認は矛盾
賛成 反対 × か賛成 or 反対に か賛成のみ か 学界内に議論少なし 問題は無効処理！
最低投票率80%を定めるべきであろう！1日で処理すべき理由はない！にもかかわらず
- 4、その他 人権論にもかかわるさまざまな論点：公示方法～投票期日～運動規制～結果確定
1ヶ条改正～全面改正!? マスコミ + 憲法研究者規制

、第三段階：天皇による「公布」手続 違憲審査制把握 + 象徴天皇制把握

96条2項：「承認」を得た「改正」を 「この憲法と一体を成すものとして」 * 全面改正否定論

「国民の名」で 天皇が国事行為として「公布」する の意義

- 1、改正の「承認」をいかなる要件の下に 誰がいつ確定するのか
公選法や最高裁国民審査法の規定に準じ 不服審査のみならず投票無効訴訟の手続当然必要
ところが 二審制を前提に「東京高裁」への出訴のみ認める?! なぜ8高裁でないのか
また32条「裁判を受ける権利」に基づく17条国家賠償請求訴訟 = 投票法の違憲違法主張 可
- 2、上記確定は* 出訴期間が経過したとき or 最高裁による「過半数の賛成」が確認されたとき

、結論的意見 憲法学界の多数見解を十分反映せず なお違憲の疑義を残した手続法案！

: 拙稿「憲法改正の手続」法律時報臨時増刊『憲法改正問題』2005年5月112頁以下参照